

徳島県告示第六百二十五号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条、第百十七条第一項及び第一百八条の規定により、令和七年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和七年十一月二十三日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　募集期限、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	募集期限	試験期日	試験種目
第六回	令和八年一月二十三日 (火曜日)まで	令和八年一月二十日(火曜日)又は 二十一日(水曜日)のいずれか一日 予備日 令和八年一月二十一日(木曜日)	筆記試験及び適性検査
	令和八年一月二十五日(日曜日)	口述試験及び身体検査	

備考

1　筆記試験及び適性検査については、インターネットを利用する方法により受験するものとする。

2　筆記試験は、国語（作文を含む。）、数学、地理歴史及び公民につき、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める高等学校卒業程度の学力について試験するものとする。

二　口述試験及び身体検査試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	名 称	位 置
第六回	海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八

三　応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の初日現在で十八歳以上三十三歳未満の者で、学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの

- 拘禁刑以上の刑又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十二条に規定する懲役若しくは同法第十三条に規定する禁錮に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から一年を経過しない者

3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他
の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 採用予定月

令和八年三月又は四月

五 志願票の受領及び提出先

志願票は、各市役所若しくは各町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出
張所等で受領し、提出すること。